

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書			事業年度	法人名		
資産細区分	種類	1				
	構造	2				
	目	3				
取得価額	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6	年	年	年	年
帳簿価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
	差引取得価額(7)-(8)	9				
当期分の普通償却	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
限度額等	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
当期分の普通償却	合 計(13)+(14)+(15)	16				
	平成19年3月31日以前取得分の残存価額	17				
	差引取得価額×5%(9)× $\frac{5}{100}$	18				
特別償却	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	19				
	旧定額法の償却率	20				
	算出償却額(19)×(20)	21	円	円	円	円
特別償却	増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()
	計(21)+(22)	23				
	算出償却額(18)× $\frac{1}{60}$	24				
特別償却	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	25				
	定額法の償却率	26				
	算出償却額(25)×(26)	27	円			円
特別償却	増加償却額(27)×割増率	28	()	()		()
	計(27)+(28)	29				
特別償却	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	30				
	特別償却措置法による特別償却額	31	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円
特別償却	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33				
	計(30)+(32)+(33)	34				
特別償却	当期償却額	35				
	償却不足額(34)-(35)	36				
	償却超過額(35)-(34)	37				
特別償却	前期からの繰越額	38	外	外	外	外
	当認容金額	39				
	積立金取崩しによるもの	40				
特別償却	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額)	42				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				
特別償却	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44				
	翌期額の内繰戻	45				
	当期分不足額	46				
特別償却	通格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((36)-(39))と(32)のうち少ない金額)	47				
	備考					

別表十六(一) 令七・四・一以後終了事業年度分